

# 令和6年度分の個人住民税(市・県民税)で 定額減税を実施します

☎税務課 ☎0176-51-6704

個別の減税額については、[納税通知書の算出税額欄](#)または[特別徴収税額通知書の摘要欄](#)をご確認ください。

## 対象者

令和6年度の個人住民税所得割が課税されている人のうち、令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下の人

減税額 ①～③ 1人につき1万円

- ① 納税義務者本人
- ② 控除対象配偶者(令和5年中の合計所得金額が48万円以下)
- ③ 扶養親族

※①～③は、国内に住所を有する人に限ります。

## 納税通知書(普通徴収)のイメージ

▼算出税額	市民税	県民税
算出税額	●●●●	●●●●
人的調整控除	●●●●	●●●●
定額減税	●●●●	●●●●
<hr/>		
差引普通徴収税額		●●●●
控除不足額 (うち還付額)		

個人住民税減税控除済額：●円、控除外額●円

- 控除対象配偶者および扶養親族は、令和5年12月31日時点の状況で判定します。
- 住宅ローン控除や寄付金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割から減税します。
- 減税しきれない場合は、給付金(調整給付)を支給します(給付の日程などが決まり次第お知らせします)。

徴収の方法	減税の方法
① 特別徴収(給与所得者)	6月分の個人住民税は徴収せず、定額減税後の税額を7月から令和7年5月までの11カ月分にならして徴収します。
② 普通徴収(事業所得者など)	定額減税前の税額をもとに算出した第1期分の税額から減税します。 ※減税しきれない場合は、第2期分以降の税額から順次、減税します。
③ 公的年金等からの特別徴収(年金所得者)	定額減税前の税額をもとに算出した10月分の特別徴収税額から減税します。 ※減税しきれない場合は、12月分以降の特別徴収税額から順次、減税します。

# 介護保険料基準額を設定しました

☎高齢介護課 ☎0176-51-6721

市では、令和6年度から8年度までの「第9期十和田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(以降、第9期計画)」を策定しました。65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料も市全体の介護サービス利用量などに応じて見直しを行い、基準額を月額7,150円に設定しました。

## ■保険料設定の背景

第9期計画では、高齢者人口や介護を必要とする人の増加などにより、サービス利用に対する給付額が約215億円と見込まれています。

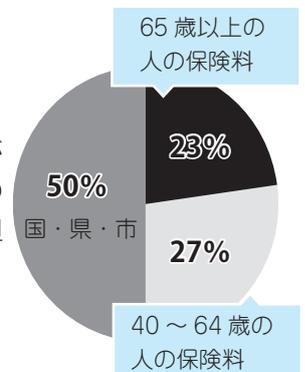
この給付見込額に対して、国・県からの交付金・基金などを活用した上で介護保険料の基準額を設定しました。

## ■低所得者の保険料軽減強化

個別の保険料額は、所得段階に応じて設定します。低所得者(非課税世帯)については、負担を軽減するために保険料率の引き下げを行っています。

## ■介護保険の財源

介護給付費のうち、半分は国・県・市の公費で、残りの半分を被保険者が納める保険料で賄っています。全体の23%が第1号被保険者の保険料負担分となります。



## ■令和6年度保険料額の通知

個別の保険料額や納付方法などは、7月1日付で郵送する「介護保険料納入通知書」または「介護保険料額決定及び特別徴収開始通知書」でお知らせします。



所得段階別の保険料については、市ホームページで確認できます▲